

○教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則

平成 16 年 4 月 1 日
法人規則第 5 号

改正 平成 17 年法人規則第 27 号
平成 18 年法人規則第 26 号
平成 19 年法人規則第 9 号
平成 19 年法人規則第 46 号
平成 20 年法人規則第 27 号
平成 23 年法人規則第 46 号
平成 23 年法人規則第 57 号
平成 24 年法人規則第 9 号
平成 25 年法人規則第 5 号
平成 26 年法人規則第 4 号
平成 26 年法人規則第 28 号
平成 27 年法人規則第 22 号
平成 28 年法人規則第 32 号
平成 29 年法人規則第 13 号
平成 30 年法人規則第 25 号
令和 元年法人規則第 25 号
令和 2 年法人規則第 32 号
令和 3 年法人規則第 12 号
令和 4 年法人規則第 3 号
令和 6 年法人規則第 21 号

教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 学術院長、研究群長、専攻長及び学位プログラムリーダーの選考及び任期
 - 第 1 節 学術院長（第 4 条－第 6 条）
 - 第 2 節 研究群長（第 7 条－第 9 条）
 - 第 3 節 専攻長（第 10 条－第 12 条）
 - 第 4 節 学位プログラムリーダー（第 12 条の 2－第 12 条の 4）
- 第 3 章 学群長、副学群長、学類長、総合学域群長、類長及びサポートセンター長の選考及び任期
 - 第 1 節 学群長（第 13 条－第 15 条）
 - 第 2 節 副学群長（第 16 条－第 18 条）
 - 第 3 節 学類長（第 19 条－第 21 条）
 - 第 4 節 総合学域群長（第 21 条の 2－第 21 条の 4）
 - 第 5 節 類長（第 21 条の 5－第 21 条の 7）
 - 第 6 節 サポートセンター長（第 21 条の 8－第 21 条の 10）
- 第 4 章 その他の教育研究組織の長の選考及び任期

- 第1節 削除
 - 第2節 アーカイブズ館長（第21条の13・第21条の14）
 - 第3節 系長（第22条—第24条）
 - 第4節 教育研究施設の長（第25条—第27条）
 - 第5節 削除
 - 第6節 削除
 - 第7節 校長（第33条・第34条）
 - 第8節 理療科教員養成施設長（第35条—第37条）
- 第5章 補則（第38条・第39条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第40条第3項その他の規定に基づき、本学の教育研究組織の長等の選考及び任期について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この法人規則において、教育研究組織の長等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 学術院長
- (2) 研究群長
- (3) 専攻長
- (4) 学位プログラムリーダー
- (5) 学群長
- (6) 理工学群の副学群長（以下「副学群長」という。）
- (7) 学類長
- (8) 総合学域群長
- (9) 類長
- (10) アカデミックサポートセンター長（以下「サポートセンター長」という。）
- (11) アーカイブズの長（以下「アーカイブズ館長」という。）
- (12) 系長
- (13) 教育研究施設の長
- (14) 附属学校の校長（以下「校長」という。）
- (15) 理療科教員養成施設の長（以下「理療科教員養成施設長」という。）

（選考機関）

第3条 教育研究組織の長等（校長を除く。）の選考は、学長が行う。

2 校長の選考は、附属学校教育局教育長が行う。

第2章 学術院長、研究群長、専攻長及び学位プログラムリーダーの選考及び任期

第1節 学術院長

(選考)

第4条 学術院長は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考する。

- (1) 専任の教授であって、当該学術院の授業科目（研究指導を含む。）を担当していること。
- (2) 当該学術院に関連する系の系長であること。

(内申)

第5条 学術院長の選考は、現に当該学術院の学術院長である者（その職務を代行する者を含む。）から候補者の内申を受けて、これを行う。

- 2 学術院長が前項の内申を行う場合は、候補者2人以上を内申するものとする。

(任期)

第6条 学術院長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令日の日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 学術院長は、再任されることができる。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。

第2節 研究群長

(選考)

第7条 研究群長は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考する。

- (1) 専任の教授であって、当該研究群の授業科目（研究指導を含む。）を担当していること。
- (2) 当該研究群に関連する系の系長であること。

(内申)

第8条 研究群長の選考は、現に当該研究群の研究群長である者（その職務を代行する者を含む。）から候補者の内申を受けて、これを行う。

- 2 研究群長が前項の内申を行う場合は、候補者2人以上を内申するものとする。

(任期)

第9条 研究群長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令日の日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 研究群長は、再任されることができる。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。

第3節 専攻長

(選考)

第10条 専攻長は、次の各号の全てに該当する者のうちから選考する。

- (1) 専任の教授であること。

(2) 当該専攻の授業科目（研究指導を含む。）を担当していること。

（内申）

第11条 専攻長の選考は、当該専攻を置く学術院の学術院長（その職務を代行する者を含む。）から候補者の内申を受けて、これを行う。

（任期）

第12条 専攻長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令日の日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、任期を2年以内の期間とすることができ、任期の終期を学期末とすることができます。
- 3 専攻長は、再任されることができる。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。

第4節 学位プログラムリーダー

（選考）

第12条の2 学位プログラムリーダーは、次の各号の全てに該当する者のうちから選考する。

- (1) 教授であること。ただし、学長が認める場合には、准教授とすることができます。
- (2) 当該学位プログラムの授業科目（研究指導を含む。）を担当していること。
- (3) 研究群に置く学位プログラム（以下「研究群の学位プログラム」という。）にあっては、前2号に加え、当該学位プログラムの中核となる教員（以下「主担当教員」という。）であること。ただし、次に掲げる学位プログラムにあっては、当該学位プログラムのいずれかの主担当教員であれば足りるものとする。

ア システム情報工学研究群

　　ライフイノベーション（生物情報）学位プログラム

イ 生命地球科学研究群

　　ライフイノベーション（食料革新）学位プログラム

　　ライフイノベーション（環境制御）学位プログラム

　　ライフイノベーション（生体分子材料）学位プログラム

ウ 人間総合科学研究群

　　ライフイノベーション（病態機構）学位プログラム

　　ライフイノベーション（創薬開発）学位プログラム

（内申）

第12条の3 学位プログラムリーダーの選考は、研究群の学位プログラムにあっては当該研究群の研究群長（その職務を代行する者を含む。）から、グローバル教育院に置く学位プログラム（以下「グローバル教育院の学位プログラム」という。）にあっては現に当該学位プログラムの学位プログラムリーダーである者（その職務を代行する者を含む。）から候補者の内申を受けて、これを行う。ただし、前条第3号アからウまでに掲げる学位プログラムの学位プログラムリーダーの選考については、現に当該学位プログラムの学位プログラムリーダーである者（その職務を代行する者を含む。）から、前条第3号アからウまでに掲げる全ての学位プログラムの管理運営に関する業務をつかさどる候補者の内申を受けて、これを行う。

(任期)

第12条の4 学位プログラムリーダーの任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、任期を2年以内の期間とすることができ、任期の終期を学期末とすることができます。
- 3 学位プログラムリーダーは、再任されることができる。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。

第3章 学群長、副学群長、学類長、総合学域群長、類長及びサポートセンター長の選考
及び任期

第1節 学群長

(選考)

第13条 学群長は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考する。

- (1) 専任の教授であって、当該学群の授業科目を担当していること。
- (2) 当該学群に関連する系の系長であること。

(内申)

第14条 学群長の選考は、現に当該学群の学群長である者（その職務を代行する者を含む。）から候補者の内申を受けて、これを行う。

- 2 学群長が前項の内申を行う場合は、候補者2人以上を内申するものとする。

(任期)

第15条 学群長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 学群長は、再任されることができる。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。

第2節 副学群長

(選考)

第16条 副学群長は、次の各号の全てに該当する者のうちから選考する。

- (1) 専任の教授であること。
- (2) 当該学群の授業科目を担当していること。

(内申)

第17条 副学群長の選考は、理工学群長（その職務を代行する者を含む。）から候補者の内申を受けて、これを行う。

(任期)

第18条 副学群長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副学群長は、再任されることができる。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。

第3節 学類長

(選考)

第19条 学類長は、次の各号の全てに該当する者のうちから選考する。

- (1) 専任の教授であること。
- (2) 当該学類の授業科目を担当していること。

(内申)

第20条 学類長の選考は、現に当該学類の学類長である者（その職務を代行する者を含む。）から候補者の内申を受けて、これを行う。

(任期)

第21条 学類長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学類長は、再任されることができる。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。

第4節 総合学域群長

(選考)

第21条の2 総合学域群長は、専任の教授であって、総合学域群を適切かつ効果的に運営することができる能力を有するもののうちから選考する。

(内申)

第21条の3 総合学域群長の選考は、現に総合学域群長である者（その職務を代行する者を含む。）から候補者の内申を受けて、これを行う。

2 総合学域群長が前項の内申を行う場合は、候補者2人以上を内申するものとする。

(任期)

第21条の4 総合学域群長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 総合学域群長は、再任されることができる。ただし、通算して6年を超えて在任することは

できない。

第5節 類長

(選考)

第21条の5 類長は、専任の教授のうちから選考する。

(内申)

第21条の6 類長の選考は、現に当該類の類長である者（その職務を代行する者を含む。）から候補者の内申を受けて、これを行う。

(任期)

第21条の7 類長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令日の日属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 類長は、再任されることができる。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。

第6節 サポートセンター長

(選考)

第21条の8 サポートセンター長は、専任の教授のうちから選考する。

(内申)

第21条の9 サポートセンター長の選考は、現にサポートセンター長である者（その職務を代行する者を含む。）から候補者の内申を受けて、これを行う。

(任期)

第21条の10 サポートセンター長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令日の日属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 サポートセンター長は、再任されることができる。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。

第4章 その他の教育研究組織の長の選考及び任期

第1節 削除

第21条の11及び第21条の12 削除

第2節 アーカイブズ館長

(選考)

第21条の13 アーカイブズ館長は、アーカイブズを適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

(任期)

第21条の14 アーカイブズ館長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令日の日属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 アーカイブズ館長は、再任されることがある。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。

第3節 系長

(選考)

第22条 系長は、当該系の専任の教授又は当該系の系長である者のうちから選考する。

(内申)

第23条 系長の選考は、現に当該系の系長である者（その職務を代行する者を含む。）から候補者の内申を受けて、これを行う。

- 2 系長が前項の内申を行う場合は、候補者2人以上を内申するものとする。
- 3 第1項の候補者の選考については、部局細則で定める。

(任期)

第24条 系長の任期は、3年とする。ただし、任期の終期は、発令日の日属する年度の翌々年度の末日とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 系長は、再任されることがある。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。

第4節 教育研究施設の長

(選考)

第25条 教育研究施設の長は、専任の教授又は准教授のうちから選考する。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（平成16年法人規程第1号）第26条に定める全国共同研究施設及び第26条の2に定める全国共同教育施設の長は、専任の教授のうちから選考する。

(内申)

第26条 教育研究施設の長の選考は、現に当該教育研究施設の長である者（その職務を代行する者を含む。）から候補者の内申を受けて、これを行う。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、基本規則第50条第5項の部局の教育研究等に関連して管理運営を行う教育研究施設の長の選考は、当該部局の長の内申を受けて行う。

(任期)

第27条 教育研究施設の長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育研究施設の長は、再任されることがある。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。

第5節 削除

第28条から第30条まで 削除

第6節 削除

第31条及び第32条 削除

第7節 校長

(選考の報告)

第33条 附属学校教育局教育長は、第3条第2項の規定に基づき、校長の選考を行ったときは、速やかに学長に報告するものとする。

(任期)

第34条 校長の任期は、3年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌々年度の末日とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 校長は、再任されることがある。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。

4 第1項及び前項の規定は、基本規則第71条第3項に定める校長には適用しない。

第8節 理療科教員養成施設長

(選考)

第35条 理療科教員養成施設長は、専任の教授又は准教授のうちから選考する。

(選考方針の内申)

第36条 理療科教員養成施設長の選考は、現に理療科教員養成施設長である者（その職務を代行する者を含む。）から選考方針の内申を受けて、これを行う。

(任期)

第37条 理療科教員養成施設長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間と

する。

- 3 理療科教員養成施設長は、再任されることができる。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。

第5章 補則

(補則)

第38条 第4条、第7条、第10条、第12条の2、第13条、第16条、第19条、第21条の2、第21条の5、第21条の8、第21条の13、第22条、第25条及び第35条の規定にかかわらず、当該教育研究組織の長等は、発令の日において、各条に規定する要件の全てに該当する者（予定の者を含む。）のうちから選考することを妨げない。

(雑則)

第39条 この法人規則に定めるもののほか、教育研究組織の長等の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この法人規則施行前に教育研究組織の長等（第7項の規定により新たに選考される研究科長を除く。）である者であって、この法人規則施行後も当該教育研究組織の長等としての任期が引き続くものについては、この法人規則により教育研究組織の長等として選考されたものとみなす。ただし、その任期は、第6条第1項、第15条第1項、第27条第1項、第30条第1項及び第34条第1項の規定にかかわらず、この法人規則施行の日から平成17年3月31日までとする。
- 3 この法人規則施行後新たに設置される研究科、学群、共同利用・共同研究施設又は学内共同教育研究施設の最初の研究科長、学群長、共同利用・共同研究施設の長又は学内共同教育研究施設の長は、第5条及び第6条第1項、第14条及び第15条第1項、第26条及び第27条第1項又は第29条及び第30条第1項の規定にかかわらず、学長が教育研究評議会の意見を聴いて選考するものとし、その任期は、発令の日からその日の属する年度の末日までとする。
- 4 この法人規則施行後新たに設置される学類又は学系の最初の学類長又は学系長は、第20条及び第21条第1項又は第23条及び第24条第1項の規定にかかわらず、学長が選考するものとし、その任期は、発令の日からその日の属する年度の末日までとする。
- 5 この法人規則施行後新たに設置される附属学校の最初の校長の任期は、第34条第1項の規定にかかわらず、発令の日からその日の属する年度の末日までとする。
- 6 この法人規則施行後最初の副学群長については、第17条及び第18条第1項の規定にかかわらず、学長が選考するものとし、その任期は、発令の日からその日の属する年度の末日までとする。
- 7 哲学・思想研究科長、歴史・人類学研究科長、文芸・言語研究科長、教育学研究科長、心理学研究科長、心身障害学研究科長、社会科学研究科長、国際政治経済学研究科長、体育科学研究科長及び芸術学研究科長については、第6条第1項の規定にかかわらず、当該研究科が存続する間、人文社会科学研究科又は人間総合科学研究科の専攻長のうちから学長が選考するものとし、その任期は、1年とする。
- 8 前項の研究科を総括する長として、当分の間、博士課程長を置き、教授をもって充てる。

- 9 この法人規則施行前に博士課程長である者であつて、この法人規則施行後も博士課程長としての任期が引き続くものについては、この法人規則の規定により博士課程長として選考されたものとみなす。
- 10 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成17年法人規則第4号。以下「平成17年改正基本規則」という。）附則第2条の規定に基づき、平成17年3月31日在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされる経営・政策科学研究科及びバイオシステム研究科の研究科長については、第3条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、学長が、それぞれ、システム情報工学研究科又は生命環境科学研究科の専攻長のうちから選考するものとし、その任期は、1年とする。
- 11 平成17年改正基本規則附則第2条の規定に基づき、平成17年3月31日在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされる理工学研究科の研究科長については、第3条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、学長が、理工学研究科を担当する専任の教授のうちから選考するものとし、その任期は、1年とする。
- 12 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成18年法人規則第22号）附則第2条の規定に基づき、平成18年3月31日在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされる医科学研究科の研究科長については、第3条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、学長が、医科学研究科を担当する専任の教授のうちから選考するものとし、その任期は、1年とする。
- 13 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成19年法人規則第28号。以下「平成19年改正基本規則」という。）附則第2条の規定に基づき、平成19年3月31日在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされる環境科学研究科及び芸術研究科の研究科長については、第3条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、それぞれ、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の一部を改正する法人規程（平成19年法人規程第27号）による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（平成16年法人規程第1号。以下「改正後の基本規則施行規程」という。）第20条第5号に規定する生命環境科学研究科持続環境学専攻の専攻長及び同条第6号に規定する人間総合科学研究科芸術専攻の専攻長が兼務するものとし、その任期は、当該専攻長の任期と同一とする。
- 14 平成19年改正基本規則附則第3条の規定に基づき、平成19年3月31日在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされる第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群（以下「旧学群」という。）の学群長については、第3条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、学長が、それぞれ、旧学群を担当する専任の教授のうちから選考するものとし、その任期は、1年とする。ただし、平成19年改正基本規則による改正後の基本規則（以下「改正後の基本規則」という。）第44条第1項に規定する学群の学群長、改正後の基本規則第45条の2第1項に規定する理工学群の副学群長又は改正後の基本規則施行規程第22条各号に規定する学類の学類長（以下「新学群長等」という。）が兼務する場合の任期にあっては、当該新学群長等の任期と同一とする。
- 15 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成20年法人規則第20号。以下「平成20年改正基本規則」という。）附則第2条の規定に基づき、平成20年3月31日在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされる地域研究研究科の研究科長については、第3条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の一部を改正する法人規程（平成20年法人規程第22号。以下「平成20年改正規程」という。）による改正後の国立大

学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（平成16年法人規程第1号。以下「改正後の規程」という。）第20条第1号に規定する人文社会科学研究科国際地域研究専攻の専攻長が兼務するものとし、その任期は当該専攻長の任期と同一とする。

1 6 平成20年改正基本規則附則第2条の規定に基づき、平成20年3月31日在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされる体育研究科の研究科長については、第3条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年改正規程による改正後の規程第20条第1号に規定する人間総合科学研究科体育学専攻の専攻長が兼務するものとし、その任期は当該専攻長の任期と同一とする。

1 7 平成20年改正規程附則第2条の規定に基づき、平成20年3月31日在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされる人文社会科学研究科社会科学専攻長及び国際政治経済学専攻長については、第11条及び第12条第1項本文の規定にかかわらず、平成20年改正規程による改正後の規程第20条1号に規定する人文社会科学研究科の専攻の専攻長のうちから選考するものとし、その任期は、当該人文社会科学研究科の専攻の専攻長の任期と同一とする。

1 8 平成20年改正規程附則第2条の規定に基づき、平成20年3月31日在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされる人文社会科学研究科現代文化・公共政策専攻長については、第11条及び第12条第1項本文の規定にかかわらず、平成20年改正規程による改正後の規程第20条1号に規定する人文社会科学研究科の現代語・現代文化専攻長が兼務するものとし、その任期は、当該専攻長の任期と同一とする。

1 9 平成20年改正規程附則第2条の規定に基づき、平成20年3月31日在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされる人間総合科学研究科の各専攻の専攻長（以下「旧専攻長」という。）については、第11条及び第12条第1項本文の規定にかかわらず、平成20年改正規程による改正後の規程第20条第6号に規定する下表右欄に掲げる専攻の専攻長（以下「新専攻長」という。）が兼務するものとし、その任期は、当該新専攻長の任期と同一とする。

旧専攻長	新専攻長
教育学専攻長	教育基礎学専攻長
学校教育学専攻長	学校教育学専攻長
心理学専攻長	心理学専攻長
心身障害学専攻長	博士後期課程の障害科学専攻長
ヒューマン・ケア科学専攻長	ヒューマン・ケア科学専攻長
感性認知脳科学専攻長	博士後期課程の感性認知脳科学専攻長
スポーツ医学専攻長	スポーツ医学専攻長
分子情報・生体統御医学専攻長及び社会環境医学専攻長	生命システム医学専攻長
先端応用医学専攻長、病態制御医学専攻長及び機能制御医学専攻長	疾患制御医学専攻長
体育科学専攻長	体育科学専攻長

附 則（平17. 3. 24 法人規則27号）
この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平18. 3. 23 法人規則26号）

この法人規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平19. 2. 22 法人規則9号）

この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平19. 7. 26 法人規則46号）

- 1 この法人規則は、平成19年7月26日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学部局長等の選考時期等に関する規程（平成16年法人規程第2号）及び国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科の副研究科長及び博士課程の研究科の専攻長等の選考及び任期に関する規程（平成16年法人規程第3号）は、廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長が指定する専攻長及び学類長の選考及び任期については、廃止前の国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科の副研究科長及び博士課程の研究科の専攻長等の選考及び任期に関する規程附則第2項、第3項、第6項、第8項、第9項、第10項及び第11項の規定による。

附 則（平20. 3. 28 法人規則27号）

この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平23. 3. 23 法人規則46号）

- 1 この法人規則は、平成23年3月23日から施行し、改正後の教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 法人規則の施行前に計算科学研究センター又はプラズマ研究センターの長である者であって、この法人規則の施行後も当該教育研究組織の長としての任期が引き続くものについては、改正後の教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の規定により共同利用・共同研究施設の長として選考されたものとみなす。ただし、その任期は第27条第1項本文の規定にかかわらず、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成23年3月31日までとする。

附 則（平23. 9. 29 法人規則57号）

- 1 この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この法人規則施行前に系長の職にあった者については、この法人規則により教育研究組織の長等として選考されたものとみなす。ただし、その任期は、第22条の3第1項の規定にかかわらず、この法人規則施行の日から平成24年3月31日までとする。
- 3 前項の適用を受ける者にあっては、第22条の3第3項のただし書きの適用に当たり、「通算して6年を超えて在任することはできない。」を「平成24年4月1日から通算して6年を超えて在任することはできない。」と読み替える。

附 則（平24. 3. 29 法人規則9号）

この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25. 2. 28 法人規則5号）

この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26. 3. 4 法人規則4号）

- 1 この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この法人規則施行前に学位プログラミリーダーの職にあった者については、この法人規則により教育研究組織の長等として選考されたものとみなす。ただし、その任期は、第12条の4 第1項の規定にかかわらず、この法人規則施行日から平成28年3月31日までとする。
- 3 前項の適用を受ける者にあっては、第12条の4第3項のただし書きの適用に当たり、「通算して6年を超えて在任することはできない。」を「平成26年4月1日から通算して6年を超えて在任することはできない。」と読み替える。
- 4 この法人規則施行後最初の学位プログラミリーダーについては、第12条の3の規定にかかわらず、学長が選考するものとする。
- 5 この法人規則施行後新たに設置される学位プログラムの最初の学位プログラミリーダーは、第12条の3の規定にかかわらず、学長が選考するものとする。

附 則（平26. 4. 24 法人規則28号）

- 1 この法人規則は、平成26年4月24日から施行する。
- 2 この法人規則施行前にグローバル・コモンズ機構長の職にあった者については、この法人規則により選考されたものとみなす。

附 則（平27. 3. 26 法人規則22号）

この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28. 3. 24 法人規則32号）

この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平29. 3. 23 法人規則13号）

この法人規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平30. 3. 22 法人規則25号）

- 1 この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この法人規則施行前に全国共同教育研究施設、学内共同教育研究施設又は部局附属教育研究施設の長である者であって、この法人規則施行後も教育研究施設の長としての任期が引き続くものについては、この法人規則の規定により教育研究施設の長として選考されたものとみなす。
- 3 この法人規則施行後新たに設置される教育研究施設の最初の教育研究施設の長は、第26条の規定にかかわらず、学長が選考するものとする。

附 則（令元. 12. 26 法人規則25号）

- 1 この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号。次項及び第4項において「改正規則」という。）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科並びに当該研究科の研究科長、専攻長及び学位プログラミリーダーに係る第2条、第4条から第6条まで、第10条、第11条及び第12条の3の規定の適用については、この法人規則による改正後の教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正規則附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科の専攻長のうち、次の表の左欄に掲げるもの（以下「旧専攻長」という。）については、同表の右欄に掲げる専攻長（以下「新専攻長」という。）が兼務するものとし、その任期は、当該新専攻長の任期と同一とする。

旧専攻長	新専攻長
ビジネス科学研究科 法曹専攻長	人文社会ビジネス科学学術院 法曹専攻長
ビジネス科学研究科 国際経営プロフェッショナル専攻長	人文社会ビジネス科学学術院 国際経営プロフェッショナル専攻長
生命環境科学研究科 国際連携持続環境科学専攻長	理工情報生命学術院 国際連携持続環境科学専攻長
人間総合科学研究科 スポーツ国際開発学共同専攻長	人間総合科学学術院 スポーツ国際開発学共同専攻長
人間総合科学研究科 大学体育スポーツ高度化共同専攻長	人間総合科学学術院 大学体育スポーツ高度化共同専攻長
人間総合科学研究科 国際連携食料健康科学専攻長	人間総合科学学術院 国際連携食料健康科学専攻長

- 4 改正規則附則第4条の規定によりなお従前の例によるとされたグローバル教育院の学位プログラムリーダー（以下「旧学位プログラムリーダー」という。）については、次の表の右欄に掲げる学位プログラムリーダー（以下「新学位プログラムリーダー」という。）が兼務するものとし、その任期は、当該新学位プログラムリーダーの任期と同一とする。

旧学位プログラムリーダー	新学位プログラムリーダー
グローバル教育院 エンパワーメント情報学プログラム学位 プログラムリーダー	システム情報工学研究群 エンパワーメント情報学プログラム学位 プログラムリーダー
グローバル教育院 ライフイノベーション学位プログラム学 位プログラムリーダー	第12条の3ただし書の規定により選考が 行われる学位プログラムリーダー
グローバル教育院 ヒューマンバイオロジー学位プログラム 学位プログラムリーダー	人間総合科学研究群 ヒューマンバイオロジー学位プログラム 学位プログラムリーダー

- 5 附則第2項の規定により選考された研究科の研究科長、専攻長及び学位プログラムリーダー並びに附則第3項及び第4項の規定により兼務することとされた旧専攻長及び旧学位プログラムリーダーに係る第6条第3項、第12条第3項及び第12条の4第3項のただし書の規定の適用については、「通算して6年を超えて在任することはできない。」とあるのは、「令和2年4月1日から通算して6年を超えて在任することはできない。」と読み替える。

- 6 この法人規則の施行後最初の学術院長、研究群長、専攻長、研究群の学位プログラムリーダー、総合学域群長、類長及びサポートセンター長については、第5条、第8条、第11条、第12条の3、第21条の3、第21条の6及び第21条の9の規定にかかわらず、学長が選考するものとする。この法人規則の施行後新たに設置される学術院、研究群、専攻、研究群の学位プログラム、総合学域群、類及びサポートセンターの最初の学術院長、研究群長、専攻長、学位プログラムリーダー、総合学域群長、類長及びサポートセンター長についても、同様とす

る。

- 7 この法人規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において総合学域群長の選考を行うに当たっては、第21条の2中「専任の教授」とあるのは「専任の教授又は特命教授」と読み替えて適用する。

附 則（令2.3.26 法人規則32号）

この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令3.3.18 法人規則12号）

この法人規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令4.1.27 法人規則3号）

この法人規則は、令和4年1月27日から施行する。

附 則（令6.2.22 法人規則21号）

この法人規則は、令和6年2月22日から施行する。